

第3次補正予算成立～令和3年度における職業訓練関係業務の動き

1 新たな雇用・訓練パッケージ（令和3年2月25日～）

- 収入要件・出席要件を緩和し、「シフト制で働く者」「休業中の者」等が、ステップアップのために職業訓練を受けられるようにする。
 - 雇用保険被保険者、すでに受給中の者は除く。
 - HWでリーフレット配布（制度周知用：3種類）。
 - 当面の間、HWに窓口（＝コロナ対応ステップアップ相談窓口）を設置。
- 訓練（求職者支援訓練、公共職業訓練）の期間、内容の多様化・柔軟化。
 - 高・障・求機構、愛知県で対応中。

2 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ（令和3年4月1日～） *要領改正は令和3年2月12日

- 新型コロナウイルスの影響により、離職を余儀なくされた者等を人材不足が深刻な介護・障害福祉分野で再就職できるよう積極的に支援する。
 - 訓練実施機関へ支払う委託費等について一人当たり月額：1万円増額。
 - 職場見学・職場体験を設定し、マッチング率を高める。
 - （訓練実施機関、各市町の社会福祉協議会、HWが連携して開拓）
 - 訓練修了者の生活支援のため「就職支援金：20万円」の貸付。
 - ・貸付相談等は社会福祉協議会で対応。
 - ・2年間継続従事した場合は返済免除。

3 就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（令和3年4月1日～）

- 新型コロナウイルスの影響により雇用構造が転換する中、今後必要になると思われる新たな能力を、「非正規雇用労働者」「失業者」等が学び直す（＝リカレント）ための支援を実施する。
 - HWの関わりにかかる詳細情報はおって通知（文部科学省所管事業）。

令和3年2月12日
厚生労働省

新たな雇用・訓練パッケージ

I 現状と課題

新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さず、緊急事態宣言の対象期間が令和3年3月7日まで延長された。

政府としては、今般の緊急事態宣言に伴い、雇用調整助成金について、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に加えて、特に業況が厳しい大企業についても、助成率を中小企業と同水準の最大10/10に引き上げることとし、事業主の雇用維持の努力を全力で支援している。

また、令和2年度第3次補正予算で創設した産業雇用安定助成金等による在籍型出向を活用した雇用維持への支援や、これまで就業経験のない新たな分野への円滑な労働移動を望む求職者への早期再就職支援にも取り組んでいく。

さらに、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中で、労働市場におけるミスマッチの拡大等、厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方等に対し、雇用維持と生活支援の両立とともに、訓練による今後のステップアップを可能とすることが喫緊の課題である。

同時に、離職を余儀なくされた方や生活に困窮する方等には、経済対策の雇用創出効果を円滑に発現させるとともに、感染症対策業務等に伴う地方自治体等の直接雇用等の機会を捉え、着実に就職に結びつけていくための支援が必要である。

このため、今般、IIに掲げる具体的な施策を行っていく。

II 具体的施策

1. 雇用下支え・創出

新たな雇用・訓練パッケージ ①

(1) 経済対策の迅速かつ適切な執行

『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』(令和2年12月8日閣議決定)について、内閣府によれば、本経済対策による支出が生み出す需要により雇用を下支え・創出する効果を試算すると、2021年度までに概ね60万人程度と見込まれるとしている。

まずは、令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、本経済対策を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していく必要がある。

また、本経済対策においては、在籍型出向を活用した雇用維持への支援、円滑な労働移動への支援、求職者へのきめ細かな支援等といった『雇用対策パッ

ケージ』が盛り込まれており、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、以下をはじめとしたバランスの良い雇用対策を引き続き円滑に実施していく。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金等の継続による雇用維持
- ・ 産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用した雇用維持
- ・ 産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化
- ・ 感染症の影響による離職者をトライアル雇用する事業主への賃金助成制度の創設

等

雇用調整助成金等については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末（注1）まで現行措置を継続することとされている。（日額上限 15,000 円、中小企業のほか、一定の大企業（注2、3）についても最大 10/10 助成。）

（注1）現行の緊急事態宣言を前提とすると 4 月末まで（緊急事態宣言が 2 月中に全国で解除された場合も 4 月末まで）。

（注2）緊急事態宣言地域※の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所（当該地域が解除された月の翌月末まで）。

※まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様の扱い

（注3）全国の特に業況が厳しい企業（生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近 3 か月の月平均値で 30% 以上減少）。

そのうえで、雇用情勢が大きく悪化しない限り、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月（現行の緊急事態宣言を前提とすると 5 月）から 2 か月間の措置は以下のとおり、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける。

【原則的な措置】

- ・ 雇用調整助成金等の 1 人 1 日あたりの助成額の上限
： 13,500 円（現行 15,000 円）
- ・ 事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率
： 9/10（現行 10/10）
※ 休業支援金等の 1 人 1 日あたりの助成額の上限： 9,900 円（現行 11,000 円）

【感染が拡大している地域（※1）・特に業況が厳しい企業（※2）の雇用維持を支援する特例】

上限額 15,000 円、助成率最大 10/10（中小企業、大企業）

※1 まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請

を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所

※2 生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所

当該2か月間の経過後（現行の緊急事態宣言を前提とすると7月以降）については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する。

（2）大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）については、雇用調整助成金の活用もままならない中小企業の労働者を対象としてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、シフト制で働く労働者等が多い飲食店等を中心に大企業にも大きな影響が生じている。そのため、緊急事態宣言下における大企業への雇用維持支援策の強化として、大企業労働者の中でも、休業手当を受け取りづらい、シフト制等の勤務形態で働く労働者（注）が休業手当を受け取れない場合に、例外的に休業支援金・給付金の対象とする。

（注）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

本特例の内容は、前回及び今回の緊急事態宣言や、都道府県ごとの時短要請が、シフト制等の勤務形態で働く労働者も多い飲食業や宿泊業に対して影響が大きいこと等を鑑みて、以下のとおりとする。

① 原則として緊急事態宣言の対象となる1月8日以降の休業を対象とするが、例外的に、都道府県ごとの時短要請（昨年11月7日以降のものに限る。）が発令された最初の時以降も特例の対象とする。その際の給付額は、現行どおり休業前賃金の8割とする。

なお、大企業においては雇用調整助成金の活用による対応を基本とすべきことに鑑み、雇用調整助成金の助成率の10/10への引上げ措置とのバランスを確保する必要があることから、同引上げ措置の対象期間が終了するまでの措置として実施するものとする。

② ①に加え、昨年4月1日から昨年の緊急事態宣言の解除月の翌月である6月末までの休業を対象とする。その際の給付額は、雇用調整助成金の助成率とのバランスを踏まえ、休業前賃金の6割とする。

（3）雇用調整助成金の雇用維持要件（助成率10/10）の緩和

緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業や、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10とする予定となっている。

- ・解雇等を行わない場合の助成率10／10（これまでの特例措置3／4）
- ・解雇等を行っている場合の助成率4／5（これまでの特例措置2／3）

今般、上記に該当する大企業に加え、中小企業の全ての事業所を対象として、令和3年1月8日以降、緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断する。

※ 現行の特例措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により確認。

（4）感染症対策業務等による雇用創出

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。

ワクチン接種については、予備費及び第3次補正予算等で計上した「ワクチン接種体制確保事業」により、各地方自治体において、万全の接種体制が確保されることになるとともに、地域の雇用創出にもつながる。

第1次補正予算・第2次補正予算・第3次補正予算で計上した地方創生臨時交付金のうち、地方単独事業分は、営業時間短縮要請の対象となる飲食店の見回り等の働きかけ活動をはじめ雇用創出に活用可能であり、解雇・雇い止め・内定取消し等により職を失った方の雇用の創出に資する事業等への活用も考えられるところである。雇用創出の取組の好事例を参考にしながら、地域の実情に応じて、積極的に活用いただくことを期待する。

（5）地方自治体等の直接雇用等、住居・生活支援施策の窓口とハローワークの連携

地方自治体等が、ワクチン接種の体制整備等の新型コロナウイルス感染症対策業務等において、新型コロナウイルスの影響による離職者を直接雇用しようとする場合、ハローワークにおいて迅速な人材確保を支援するため、マッチングのための専門窓口を設置し、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う。

また、就職支援とともに、住居・生活支援を必要とする求職者に対しては、地方自治体の住居・生活支援施策に関する窓口との情報共有・連携を図ることにより、きめ細かな支援を行う。

2. 訓練による雇用の質的強化 新たな雇用・訓練パッケージ② (雇用を維持しながらのステップアップを可能に)

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援していくことが重要であり、以下のとおり取り組む。

(1) 求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

1 ① 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講給付金は、月の収入が8万円以下であることを支給の要件としているが、シフト制で働く方や副業・兼業をしている方等については、月12万円以下に引き上げる特例措置を導入する。

(注1) シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時の雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入(8万円以下である場合に限る)の合計が12万円以下である場合に支給。

(注2) 収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付(児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等)は含まれないこととされている。

2 ② 職業訓練受講給付金の出席要件の特例措置

訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則に、やむを得ない理由(本人の病気、冠婚葬祭、子どもの看護 等)により訓練を欠席せざるを得ない日がある場合には、訓練実施日の8割以上の受講を支給の要件としているが、訓練の実施日と勤務日が重なり欠席せざるを得ない日は、やむを得ない理由として扱う特例を導入する。

(2) 職業訓練の強化

3 ① 求職者支援訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

対象者が仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、訓練設定の現行の要件を、特例として以下のとおり緩和し、短い期間や時間の就職に役立つ訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

- ・訓練期間：2～6月 → 2週間～6月
- ・訓練時間：原則100時間以上 → 月60時間以上に緩和
- ・オンライン訓練：実施不可 → 可能とする省令改正を2月中旬公布予定(恒久措置)

4 ② 公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

公共職業訓練は、原則として離職者向けに行われており(標準3～6か月。平日は終日実施が一般的。)、在職者は受講しにくい。このため、特例として、在職者が受講しやすい短い期間や時間の訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

(注) 求職者支援訓練の給付対象者が、公共職業訓練を受講することも可能。

- ・訓練期間：標準3か月 → 1～2か月のコースを創設
- ・訓練時間：標準月100時間 → 月60時間以上に緩和
- ・オンライン訓練：実施可(措置済み)

(3) ハローワークにおける積極的な職業訓練の周知及び受講斡旋

5 ① 「コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）」の設置

ハローワークに、「コロナ対応ステップアップ相談窓口」（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供する。

6 ② 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

①の窓口において、訓練を必要とする方への積極的な受講斡旋及び訓練機関との連携強化を図るとともに、上記（1）（2）の特例措置等によって、職業訓練の受講を効果的に拡大する。

- ・ 求職者支援訓練：2.1万人（※） → 5万人
- ・ 公共職業訓練：10.5万人（※） → 15万人

（※）令和元年度実績

3. 政府支援策の周知・広報

これまで累次にわたって政府が講じてきた雇用支援策について、効果的手法を用いて周知・広報を徹底する。

- ・ 国民の関心の高い雇用調整助成金や休業支援金について、一方的な情報発信ではなく、利用者の視点に立ったわかりやすいチラシの展開を行うとともに、政府広報でテレビCMを行い、広く国民に周知する
- ・ メディアで活躍する発信力のあるコメントーターや広報の専門家等を交えたプロジェクトチームを作り、雇用対策・生活支援策・子育て支援策等について各テーマごとに、国民に届く情報発信方策（SNSの活用）等について、検討・発信していく。

1 2 求職者支援制度の特例措置

- 新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている者や、シフトが減少した者等が、働きながら訓練を受講して転職を目指せるようにするため、求職者支援制度に特例措置を設定。

求職者支援制度は、主に離職した者（雇用保険受給の対象外である者）の適用を想定している制度であるが、「職業訓練受講給付金」の収入要件・出席要件の特例措置を設けることによって、在職中の者が求職者支援訓練を受講し、受講給付金が受給できるようにする。

- 収入要件・出席要件の特例措置は、新たに訓練受講を開始する者だけでなく、すでに訓練受講を開始している者の施行日（＝2月25日）以降の訓練実施日についても適用する（ただし遡及適用はしない）。

- 収入要件の特例措置は、「シフト制等で働く者」「自営業者」「フリーランス」「副業・兼業を行う者」等、収入が変動する者で、固定収入が8万円以下の者を対象とする。

〔ただしワクチン接種従事者等、感染症対策業務等で地方公共団体等（地方公共団体等から受託した事業者も含む）に臨時的に雇用される者も収入要件の特例措置の対象とし、固定収入が8万円を超える場合も対象者とする。〕

- 出席要件の特例措置は、特に対象者を限定せず、すべての訓練受講者に適用する。
- この職業訓練受講給付金の支給にかかる特例措置は、令和3年9月30日までの时限措置とする。

3 4 職業訓練メニューの多様化、柔軟化

5 「コロナ対応ステップアップ相談窓口」の設置

- 新型コロナウィルスの影響を受けて離職した者、離職を余儀なくされた者、シフト制で働いている者等の相談を行う専門窓口として、全てのハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置する。
- この窓口は、全ての職業訓練の相談を行う窓口に設置（別個に設置するわけではない）する。
- 設置日は令和3年2月25日～とし、設置期間は「当面の間」とする。（該当窓口に「コロナ対応ステップアップ相談窓口」の名称を印字した紙等を掲示する）

6 この取り組みによる受講斡旋目標

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

・**4月末まで**現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：（1人あたり）**15,000円** 助成率：（中小企業）**最大10/10**、（大企業）**最大3/4**

● 5月～6月の特例措置

原則的な措置を段階的に縮減	
・日額上限：（1人あたり） 13,500円	助成率：最大 9/10 （中小企業）
・ 感染拡大地域特例 （※）・業況特例（※） 15,000円	助成率：最大 10/10 （中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象

→7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特別措置を更に縮減

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、**令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断**

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、**休業支援金・給付金の対象とする**

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、**計10万人規模**の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに**専門窓口**を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

1

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月収入8万円以下 → シフト制で働く方等は月収入12万円以下に引き上げ

*1 シフト労働賃金、兼業・副業收入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時の雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給

*2 収入には、特定の用途・目的のためために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

2

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

3 職業訓練の強化

3

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

4

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

5

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

6 累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

職業訓練受講給付金の特例措置について

新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、令和3年9月30日までの時限措置として、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件に特例措置を設けました。

収入要件の特例措置

- シフト制で働く方、自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入(※)が8万円以下の方について、収入要件が月12万円以下となります。

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none">シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします。毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません。雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします。
自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none">1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします。複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください。 [例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入 60万円 ÷ 1年 (12月) = 1月あたり収入 5万円

- 新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方(※)について、収入要件が月12万円以下となります。

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です。

- 都道府県、市町村に雇用されている方
 - 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- * 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

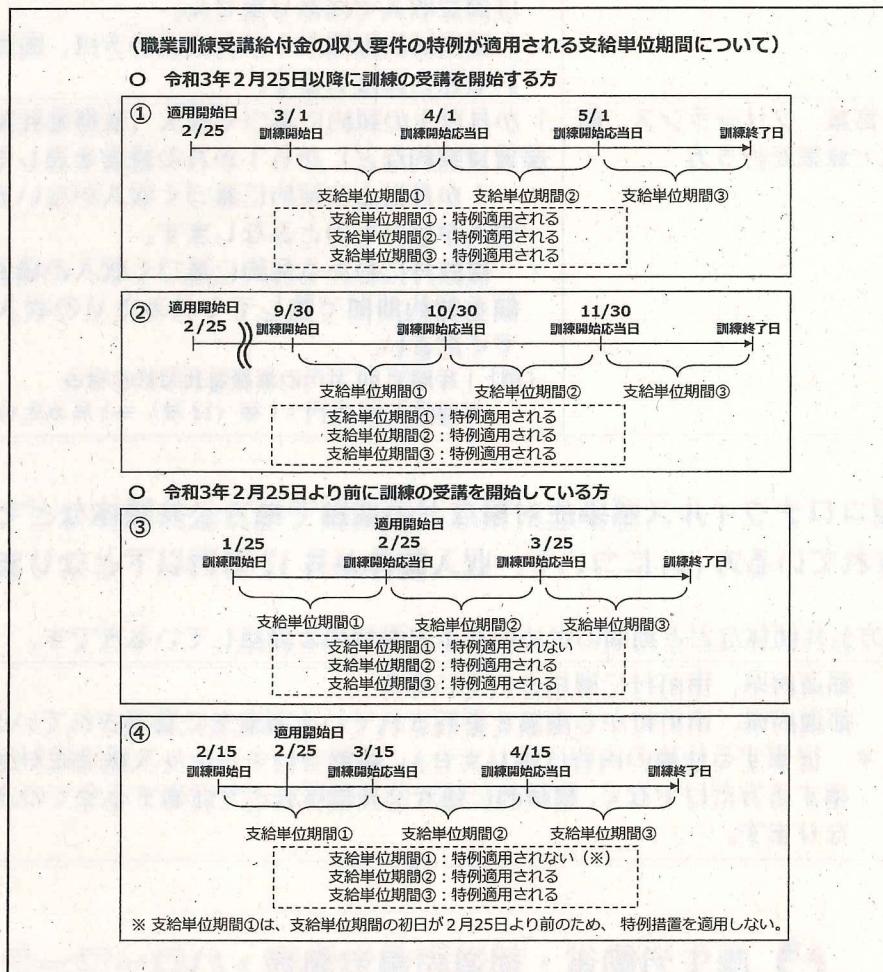
出席要件の特例措置

- 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日が、やむを得ない欠席となります。

※ 仕事で訓練を欠席する日については、事業主による勤務日の証明書などを提出していただきます。

特例措置の適用

- 収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和3年9月30日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和3年9月30日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります。
- 出席要件の特例措置は、令和3年2月25日の訓練の出席から適用となります。また、令和3年9月30日まで訓練に開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります。



※ ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

シフト制で働く方や休業中の方などの転職を支援します！

求職者支援制度のご案内 ～働きながらステップアップ～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
(月10万円)



ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（固定収入が8万円以下の場合に限ります）（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和3年9月30日までの特例措置です



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030225訓01

■ 固定収入とは？

固定収入は1か月の固定的な収入です

労働者の方	<p>1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など）</p> <ul style="list-style-type: none">シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方	<p>1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額</p> <ul style="list-style-type: none">1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）=1月あたり収入5万円</p>

■ 訓練受講までの流れ

ステップ 1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ 2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ 3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ 4	訓練受講開始

- 職業訓練受講給付金**は、訓練開始後、**1ヶ月ごとに支給**します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し**、職業相談を受けていただきます
- ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います**

要件の詳細などは、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください
全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの
相談を行う**「コロナ対応ステップアップ相談窓口」**を設置しています

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続には一定の期間を要します

新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時に雇用されている皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～雇用期間終了後のステップアップに向けた支援～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
(月10万円)

ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用する方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和3年9月30日までの特例措置です



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030225訓02

■ 地方公共団体などで臨時的に雇用されている方とは？

地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です

- **都道府県、市町村に雇用されている方**
- **都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方**

※ 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

■ 訓練受講までの流れ

ステップ 1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ 2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ 3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ 4	訓練受講開始

- **職業訓練受講給付金**は、訓練開始後、**1ヶ月ごとに支給**します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し**、職業相談を受けていただきます
- **ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います**

要件の詳細などは、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください
全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う**「コロナ対応ステップアップ相談窓口」**を設置しています

(メモ)

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続には一定の期間を要します

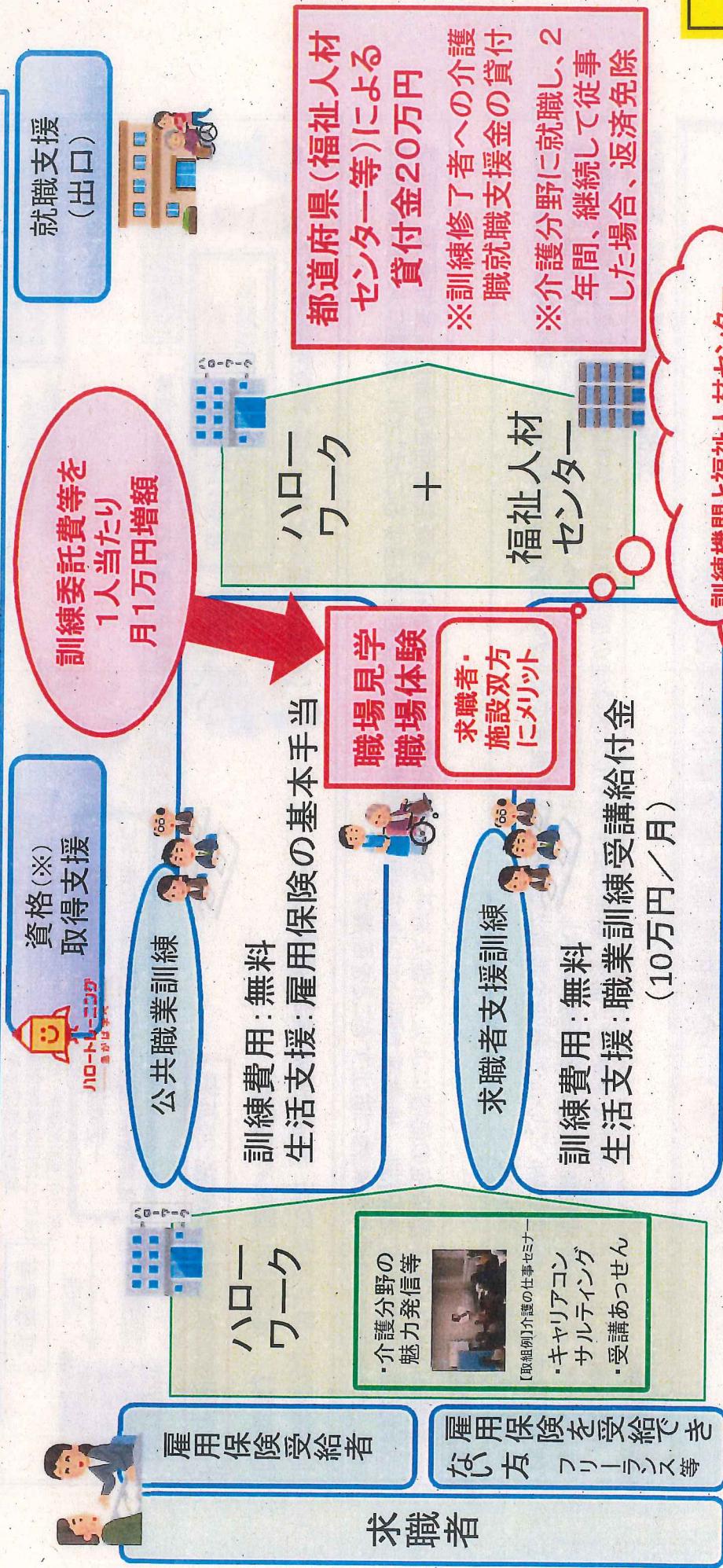
ハローワーク〇〇
相談窓口
スマ対応
ステップアップ

雇用と福祉

雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援バッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護分野^(注)による就職支援
・ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
・介護分野向け訓練枠の拡充、訓練場見学・職場見学・訓練委託費等の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
・福祉人材センター等による介護分野に就職した訓練修了者への賃金制度の創設等を実施する。

(注)介護分野には、障害福祉分野も含む。



*介護職員初任者研修(130時間)や介護福祉士実務者研修(450時間)等の実施を想定。
訓練期間は2~6か月程度となる見込み。

新

介護職就職支援金貸付事業の創設

【要求要旨】

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護職としての参入を促進するため、返済免除付きの新たな貸付事業「介護職就職支援金貸付事業」を創設する。

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、返済免除付きの新たな貸付事業「介護職就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の介護職への参入促進を支援することにより、迅速に人材確保を加速化し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

【実施主体】都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】定額補助(国9／10相当)

○介護職就職支援金の創設:20万円



借り受けた介護職就職支援金の返済を全額免除。



(途中で他産業に転職、自己都合退職等)
借り受けた介護職就職支援金を実施主体に返済。

○新規:介護職就職支援金(1回を限度)(貸付額(上限)20万円)

- 子どもとの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る軽微な情報収集や学び直し代(講習会、書籍等)
- 被服費等(ヘルパーの道具を入れる鞄、靴など)
- 転居を伴う場合の費用(敷金礼金、転居費など)
- 通勤用の費用(自転車・バイクの購入費など)



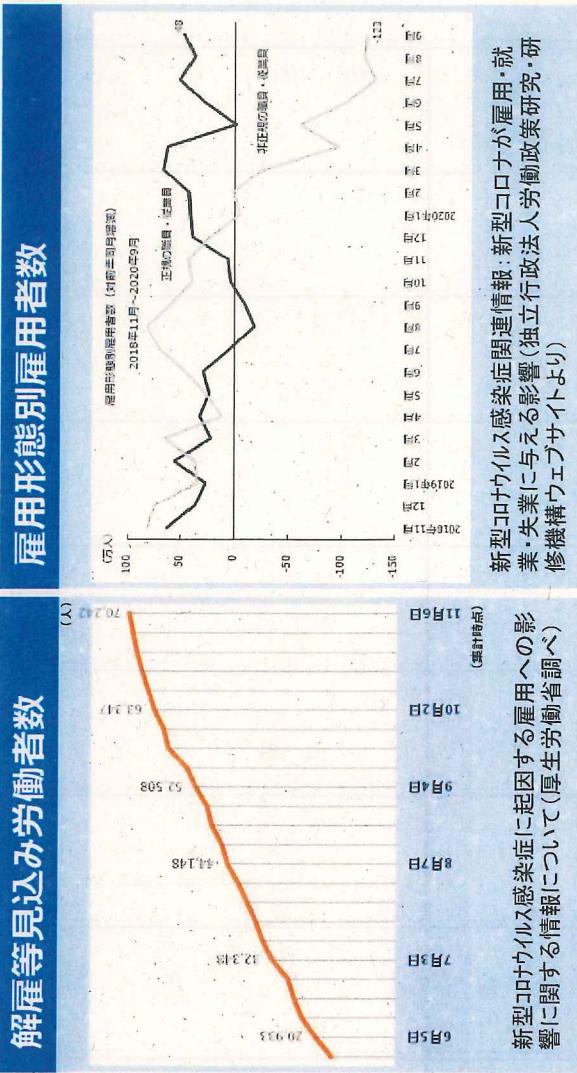
就職・転職支援のための大学リカレント教育事業

令和2年度第3次補正予算額 13億円

背景・必要性

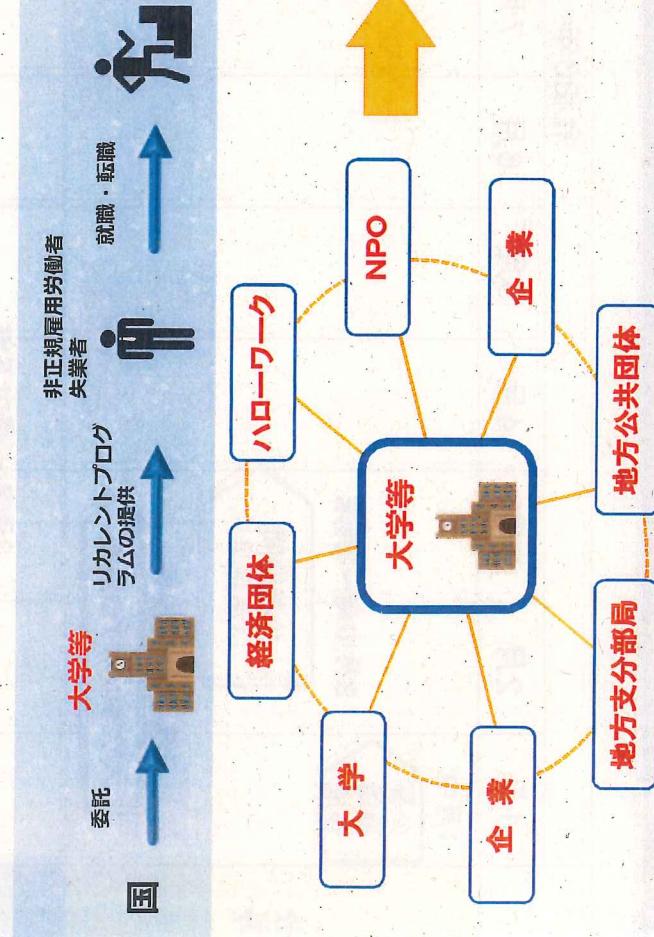
現在、我が国における非正規の職員・従業員は2,064万人、失業者は224万人（令和2年7～9月期平均、総務省労働力調査）であり、また、新型コロナウイルス感染症による解雇等見込み労働者数は70,242人（令和2年2月4日～11月6日の累積値、厚生労働省調べ）となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用構造の転換が進展する中で、新たな能力を身に付け、自己のキャリアアップに繋げるために非正規雇用労働者、失業者への支援が必要。

事業内容



非正規雇用労働者、失業者、希望する就職ができるていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を行い、オンラインと対面を組み合わせて集中的に提供する体制を整えることにより、全国のリカレント教育のニーズに応え、円滑な就職・転職を促す。

選定件数・単価： 25箇所 × 約5,000万円



（文部科学省所管）

文部科学省

3

く本事業に関するお問合せ先> *メールでの問い合わせをお願いします。
・文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 e-mail: syokugyou@mext.go.jp

就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業のスケジュール(案)

令和3年												令和4年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募	1月中 公募 要領 作成														
			2月中旬～3月末 公募期間 (1か月半)												
			1月上旬～3月末 大学等に対する周知												
審査・採択							3月末～4月中旬 書面審査								
プログラムの実施								4月末～7月中旬 採択					8月上旬～1月末 各採択大学において準備		
													2月上旬～3月中旬 プログラムの実施		
														報告書作成・提出	

注1)本スケジュールは2月上旬時点のものであり、今後変更の可能性がある。

注2)プログラム開始時期については、採択直後、若しくは採択後準備期間を経て行うことも可とする。

採択にあたつての各コース共通した主要件(案)

* 本案は2月上旬時点のものであり、今後変更の可能性がある。

- 受講生（非正規雇用労働者・失業者等）が大学でしっかりと学んだ上で、新たな能力を身に付け、自己のキャリアアップに繋げられるようなプログラムを提供できる大学を対象とするための要件を設定。

<プログラムの開発・実施>

1. **失業者を主な対象者**として、**非正規雇用労働者、希望する就職が出来ていない看者、転職希望者等**を受講対象とする。

2. 受講対象者や知識・技術のレベルが多岐にわたりため、**a・b・cに分けて、プログラムを開発・実施する。**
なお、a・b・cを組み合わせて実施すること、他大学や専門学校と連携して行うことも可とする。（P4参照）

3. 分野を問わず、地域ニーズ、産業界からのニーズ、受講者ニーズを踏まえ**受講生の就職・転職等に資するプログラム**設計とする。

4. プログラム開発にあたり、会議体を設ける等を通じて、**労働局やハローワークと連携し、必要に応じて地方公共団体、企業、業界団体、大学・専門学校等教育機関、民間団体等と連携すること。**

5. **社会人が受講しやすい環境整備**を行うこととする。

（例：週末・夜間開講、集中開講、遠隔・オンライン教育の活用 等）

6. プログラム開発費用は国からの委託によるため、**受講費用は無料**とする。ただし、受講生のテキストや作業着等個人の所有になるもの、交通費、施設利用費 等については原則、自己負担とする。

7. 受講生のキャリアアップに繋げられるよう、**労働局、ハローワーク等と連携**すること。

8. **労働局、ハローワーク等と連携し、受講生に対し、就職相談・支援等を行うこと。**

各コース個別の要件(案)

- プログラムは、事業の趣旨を踏まえ、
 - a) 求職者支援制度の職業訓練受講給付金対象コース
 - b) 職業実践力育成コース
 - c) 地域の実情に応じたコースに分類。
- 共通した要件(はスライド3の通りだが、各プログラム個別の特徴としては、
 - a) 求職者支援制度の職業訓練受講給付金対象コース (30人程度)
 - ✓ 1拠点あたり3,500万円を想定 (事業趣旨を鑑み優先採択を行う方向性で検討)。
 - ✓ 1か月の総授業時間を60時間以上とする。
 - ✓ プログラム期間は最短でも2か月以上とし、必要に応じて6か月以内とする。
 - ✓ 失業者の就職を目的としているため、**対象は主に失業者**を想定している。(但し、非正規雇用労働者や希望する就職が出来なかつた若者を除かない)
 - ✓ **厚生労働省の要件を満たす受講者は、職業訓練給付金の受給が可能。** (10万円/月)
 - b) 職業実践力育成コース (30人程度)
 - ✓ 1拠点あたり1,000万円を想定。
 - ✓ プログラム総授業時間数は60時間以上とする。
 - ✓ 職業に必要な知識の習得を目的とし、**対象は主に失業者に加え、非正規雇用労働者、転職希望者等も想定。**
 - ✓ 将来的には**職業実践力育成プログラム(BP)**への移行も見据えつつ、就職支援体制も整備。
 - c) 地域の実情に応じたコース (50人程度)
 - ✓ 1拠点あたり650万円を想定。
 - ✓ プログラム総授業時間数は60時間程度を想定しているが、それより短時間・長時間の提案でも可。
 - ✓ 企業や地域の実情を踏まえた多様なプログラムを想定。対象は**失業者、非正規雇用労働者、転職希望者、起業希望者等幅広い層**を想定。

* 本案は2月上旬時点のものであり、今後変更の可能性がある。